

おいしいた

社内で回覧・掲示をお願いします。

令和7年12月2日以降の医療機関受診方法について

令和7年12月2日以降、医療機関の受診に従来の健康保険証が**使えなくなります**。

受診方法

	R6.12.2	現在	R7.12.1
① マイナ保険証			
② 資格情報のお知らせ+マイナ保険証			R7.12.2以降も使用可
③ マイナポータル(スマホ)+マイナ保険証			R7.12.2以降も使用可
④ 資格確認書			R7.12.2以降も使用可
⑤ 健康保険証			R7.12.2以降は使用不可

重要

① マイナ保険証

健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用することで、患者本人の健康・医療データに基づいたより適切な医療が受けられます。

◎マイナ保険証の利用方法について詳しくはこちら（厚生労働省ホームページ）⇒⇒⇒



カードリーダーがない医療機関や故障中等でカードリーダーが使えない医療機関の受診方法(上図②または③)

② マイナ保険証で本人確認したうえで、「資格情報のお知らせ」を提示

または

③ マイナ保険証で本人確認したうえで、マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)を提示

④ 資格確認書

マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の利用登録をしていないなど、マイナ保険証を利用できない方は、協会けんぽが発行する資格確認書（黄色のプラスチック製カード）で受診できます。

■ 既存加入者への資格確認書の発行について

令和7年8月に、以下の対象者の資格確認書を被保険者様の自宅に送付を行いました。

※被保険者様の住所に送付後、宛所不明等の理由により不着となった方には、事業所様へお送りしました。



■ 対象者

従前の健康保険証をお持ちの方（令和6年11月29日までに新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた方）であって、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方

⑤ 健康保険証

現在お持ちの健康保険証は、令和7年12月2日以降は**使用ができなくなります**。

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」、「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」へお願いします ⇒ 電話番号:0570-015-369(平日8:30~17:15)

各種申請手続きが オンラインで もっと手軽に

令和 8 年 1 月からオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がスタートします。
電子申請は郵送に係る手間が必要ないことや、申請後の処理状況がオンラインで確認できること等、メリットがたくさん！ぜひ利用ください。

電子申請対象書類

オンラインでほぼすべての申請が可能です。

傷病手当金支給申請書	高額療養費支給申請書
出産手当金支給申請書	療養費支給申請書(立替払等)
出産育児一時金支給申請書	療養費支給申請書(治療用装具)
埋葬料(費)支給申請書	特定保健指導利用券申請書
特定健康診査受診券(セット券)申請書	任意継続資格取得申出書 他



電子申請の利用・詳細についてはこちらのホームページをご確認ください。



従来の健康保険証の使用と回収について

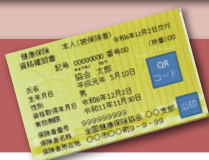
【使用について】

令和 7 年 12 月 2 日以降は医療機関の受診に**健康保険証の使用ができません。**
(令和 7 年 12 月 1 日までは**使用可能**)

【回収について】

- ・令和 7 年 **12 月 1 日まで**に退職等により資格喪失した場合：**回収が必要。**
- ・令和 7 年 **12 月 2 日以降**に退職等により資格喪失した場合：**回収は不要。**

自己廃棄も可能



資格確認書（黄色）の使用と回収について

【使用について】

令和 7 年 12 月 2 日以降も引き続き使用することができます。

【回収について】

- ・**有効期限※まで**に退職等により資格喪失した場合：**回収が必要。**
- ・**有効期限※以降**に退職等により資格喪失した場合：**回収は不要。**

※ 有効期限は資格確認書に記載

自己廃棄も可能